
公 営 企 業 局 訓 令

高 知 県 公 営 企 業 局 訓 令 第 号

本 局
各 事 業 所
各 病 院

高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 月 日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局公文書管理規程（令和 2 年 4 月高知県公営企業局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 10 号を第 12 号とし、第 6 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

（6）電子決裁システム 文書情報システム又は第 15 条第 2 項第 1 号の協議に基づく方法（第 16 条第 6 号において「文書情報システム等」という。）により起案した電子公文書の決裁を行うためのプログラムをいう。

（7）電子決裁 電子決裁システムを利用した決裁をいう。

第 15 条第 1 項中「別表において」を「以下」に、「用紙」を「電子的方式により送信し、又は用紙」に改める。

第 16 条第 6 号中「文書情報システム」を「文書情報システム等」に改める。

第 19 条第 1 項中「、起案文書」を「、電子決裁システムを利用する方法又は起案文書」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁を受ける場合は、この限りでない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

5 電子決裁を受けた起案文書に係る審査及び決裁の結果は、知事訓令別記第 1 号様式の 2 による電子決裁完了票に記録するものとする。

第 21 条第 2 項中「、決裁者」を「決裁者」に、「起案用紙」を「、知事訓令別記第 1 号様式による回議書又は起案用紙」に改める。

第 25 条後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、当該担当者は、起案文書の所定の欄に押印又は署名をしなければならない。ただし、公印の押印を要しない公文書（電子決裁を受けたものに限る。）については、当該担当者の押印又は署名を要しないものとする。

第 34 条の見出し中「発送済公文書」を「発送済公文書等」に改め、同条中「発送した」を「発送し、又は送信した」に、「発送年月日」を「発送年月日又は送信年月日」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。

高知県公営企業局訓令

◎高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令